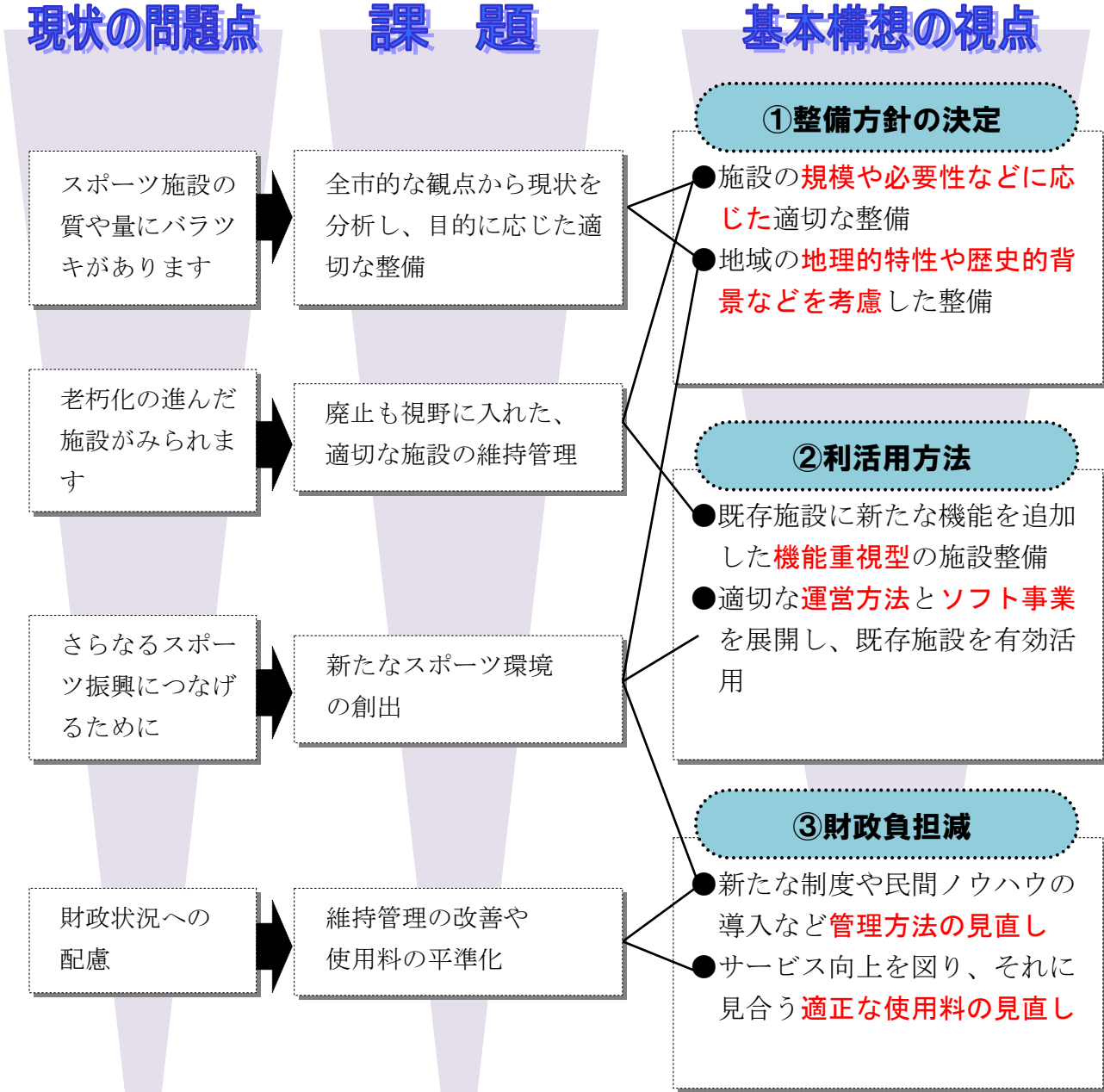


## スポーツ施設整備基本構想の骨子（案）

これまでの委員会で検討していただいた内容を基に、下記の3つの視点からスポーツ施設整備基本構想を策定し、スポーツ振興基本計画の基本目標である「市民が自らスポーツを楽しみ健康で生きがいを感じるまちづくり」を施設面から支援するとともに、全市的な見地からスポーツ施設整備のあり方や既存施設の利活用方法などを明らかにする。



## ① 整備方針の決定

---

### (1) 整備についての基本的な考え方

本市ではこれまで、健康づくりから全国レベルの大会まで多種多様な市民ニーズに応じたスポーツ施設の整備を行い、スポーツの振興を図ってきました。

今後とも、さらなるスポーツの振興を図るためにも、スポーツ施設の整備は必要ですが、現在の財政状況を考えると、新規施設を積極的に整備していくことは難しい状況です。

当面は既存施設の設備改修や備品の充実などを図り、それでは補えない部分については、新規施設の整備を慎重に計画的に進めていくことが必要となります。

そこで、今後の設備の改修・備品の充実・新規施設の整備について、基本的な考え方を次のようにまとめ、計画的に進めていきます。

- 個人でも気軽に利用できる施設
- トイレやシャワーなどの付帯設備の整った施設
- 多目的に使用できるよう工夫した施設
- 障害者や高齢者のスポーツ活動にも配慮した施設
- 災害時の避難所や防災拠点としての機能を持つ施設
- 施設の規模に応じたゆとりある駐車場の整備に配慮

## (2) 施設の目的に応じた整備方針

スポーツ施設の整備については、施設の対象エリアや歴史的背景などを考慮し、下記の3つの整備方針に区分し、施設の目的に応じた整備を進めていきます。

### ● 全国大会や県大会などの大規模大会を想定した施設

市内だけでなく市外や県外からの使用を想定した施設として、交通アクセスの良い場所に配置されるべき施設であることから、主に長岡地域に集約し、市民体育館や新設する長岡ニュータウン運動公園などを位置づけ、長岡市のスポーツの拠点施設として整備を進めます。

市民体育館、厚生会館（シティホール）、長岡ニュータウン運動公園（新設予定）、陸上競技場、悠久山野球場、希望が丘テニス場、悠久山プール（ダイエープロビスフェニックスプール）

### ● 地域の核となる施設や自然特性を利用した施設

越路体育館、栃尾体育館などの地域の核となる施設や、河川公園、海浜公園、スキー場などの自然特性を利用した屋外施設を位置づけ、各種市内大会や地域イベントなどにも使用できる施設として整備を進めます。

北部体育館、南部体育館、中之島体育館（改築予定）、越路体育館、みしま体育館、山古志体育館、栃尾体育館、与板体育館、信濃川河川公園、越路河川公園、おぐに運動公園、寺泊海浜公園、三島野球場、和島野球場、与板スポーツ広場、長岡市営スキー場、古志高原スキー場、栃尾ファミリースキー場

### ● 市民の身近な施設

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援する施設として、公共スポーツ施設のほか小中学校の体育館やグラウンドなどを位置づけ、だれもが使用しやすい環境整備を進めます。

- ・ 公共スポーツ施設
- ・ 小中学校体育館やグラウンド

### (3) 必要性に応じた整備方針

本市には、多くの公共スポーツ施設が整備されていますが、建設後30年以上経過した施設や、極めて使用頻度の低い施設など、様々な問題を含む施設がみられます。

そこで、今後の施設整備の方針について、施設の内容や老朽化の度合・使用頻度・施設配置などから下記の3つに区分し、必要性に応じた整備方針を検討します。

#### ● 廃止・統合を視野に入れた施設

老朽化した施設の中で、今後改修を行っても施設の安全性が確保できない施設や、極めて使用頻度の低い施設などを対象とし、安全を確保するための必要最低限の維持管理を行いながら、施設の必要性などを慎重に検討していきます。

#### ● 機能充実を図る施設

既存施設のうち廃止・統合を視野に入れた施設を除く全ての施設を対象とし、施設の目的や使用状況に応じて改修や備品の更新などを行い、機能の充実を進めていきます。また、全庁的に進めている市有施設保全推進会議や保全・安全推進委員会での検討結果を踏まえ、適切な施設管理を行います。

#### ● 新たに整備する施設

既存施設の部分改修では補えない施設や特定種目の専用施設などについて、配置や機能など十分に検討を重ね、計画的に整備を行います。

現在計画が進んでいる長岡ニュータウン運動公園は、度重なる水害に遭っている河川敷運動施設の機能移転を行うため、屋外スポーツ施設の新たな拠点施設として整備を行います。

また、建設後50年以上経過している中之島体育館は、一部の改修ではスポーツ施設としての安全性が維持できなくなってきたため、現在全面改築の検討を進めています。

なお、以前から要望のある川西地域の体育館建設については、体育館の配置バランスなどを考慮し、引続き検討を進めていきます。

## ② 利活用方法

---

### (1) 機能の追加による利活用

スポーツ振興基本計画の基本目標である「市民が自らスポーツを楽しみ健康で生きがいを感じるまちづくり」を進めるためには、いつでも気軽に使用できるようなスポーツ施設が求められます。

しかし、市内の多くの施設では、スポーツ種目に特化しない健康・体力づくりや軽スポーツなどの、個人でも気軽に使用できる設備などがないため、平日の日中などは、使用者が一人もいない状況がみられます。

そこで、下記のように個人や少人数での使用が気軽に出来るような機能を追加することで、既存施設の利活用を検討します。

#### ● 個人や少人数で使用できる備品の整備

備品の整備は、施設の改修などに比べ比較的少ない費用で出来るため、多くの施設での実施が可能です。

たとえば、市民体育館などで公式戦には使用できなくなった卓球台は、新しいものに更新した際に、卓球台のない施設に設置すれば十分に活用できます。このような施設間の備品の移動なども含み、全市的な観点から備品の整備を進め、既存施設の利活用を検討します。

#### ● 健康・体力づくり施設の整備

市民からの要望が多いトレーニング施設などの整備は、市民の健康・体力づくりに役立つことと、施設の付加価値を高め使用率の向上を図る目的で検討を進めていきます。

## (2) 管理運営方法の見直しによる利活用

現在の各施設の管理運営方法は、地域や施設によって違いがあるため、施設の利活用を有効に進めるうえで、機能の追加と併せて下記のような見直しを行います。

### ● 適切な管理体制

各施設の利活用を進めていくうえで、施設の規模や内容に応じた管理体制が求められるため、無人でも良い施設なのか、施設管理とソフト事業に対応した職員が必要なのかなど、施設ごとに方針を定めます。

しかし、適切な管理体制には人件費などの費用がかかるため、今後、地域の方や使用者団体による管理なども含めて、気軽に利用できる施設とするための検討を進めていきます。

### ● 個人使用専用スペースの確保

少人数でも気軽に施設を使用するためには、予約をしなくてもその施設に行けばいつでもスポーツができる環境を整えることが必要です。個人使用専用スペースを設けたり、団体使用の少ない日などを個人開放日とすることで、気軽に施設を使うことができます。

### ● ソフト事業の展開

現在、長岡地域などでは、体育協会や指定管理者が主催するスポーツ教室などを開催しており、たいへん多くの方が参加していますので、平日の日中に利用の少ない施設などでソフト事業を展開することで、市民の健康増進やスポーツ振興を図り、施設の利活用を進めていきます。

※ 長岡市体育協会が行っているスポーツ教室の一例

- ・ マスターズ（おおむね 55 歳以上の方対象）
- ・ レディース（女性対象）
- ・ めばえ、ひよこ（1～6 歳児とその保護者を対象）

## ③ 財政負担減

---

### (1) 管理運営方法の見直し

現在の厳しい財政状況の中で、スポーツ施設の整備を進め既存施設の利活用を図るためには、より少ない費用で多くの効果をあげることが必要です。

まずは、歳出の抑制を行うために管理運営方法を見直し、指定管理者制度の導入を含め、効率的な施設管理を進めていきます。

#### ● 指定管理者制度の導入

多様化している市民ニーズに効率的に対応し、市民サービスの向上と経費の縮減を図るために、指定管理者制度の導入を進め、市と民間が協力し適切な管理運営を行います。

しかし、全ての施設に一律に導入する訳ではなく、導入のメリットなどを施設ごとに十分検討します。

#### ● 地域の方やボランティアによる管理運営

指定管理者制度には不向きな施設などを対象にし、コミュニティ施設としての地域による管理運営や、使用者団体による管理運営について、体制や方法などの検討を進めます。

一部の施設では地域による管理を行っており、施設管理や受付業務などを行っています。

## (2) 使用料の平準化

現在、市内の体育施設の使用料は、合併前からの変更がなく、各地域により差が生じています。合併後3年を経過し、使用料の平準化は避けて通れない課題となっています。

そこで、下記のとおり使用料についてのポイントを整理し、市民への十分な周知を行いながら、使用料平準化の検討を進めていきます。

### ● 規模や内容による適切な使用料設定

使用料の平準化については、単純に全ての施設を一律に行うのではなく、施設の規模や内容に見合う使用料の設定が必要です。

また、無料施設については、機能の追加や改修などを行ったうえで有料にするなど、今まで無料で使用していた方の心情に配慮し、検討を進めていきます。

### ● 個人使用料の設定

現在は、団体使用も無料の施設が多いため、個人使用も無料で行っている施設が多い状況です。団体による専用使用料のみで個人使用料を定めていない施設が多いため、この平準化の際に、個人使用に適した施設については、適切な個人使用料を設定します。

### ● 減免基準の統一

使用料の設定だけではなく、減免の基準にも各地域でバラツキがあるため、使用料平準化と併せ、全額免除の基準など全市的な統一が必要です。

その中で、小中学生や福祉団体のスポーツ活動など、免除すべき団体や活動などを十分に検討し、各地域の実情なども考慮したうえで統一を行います。